



宮 崎 県 公 報

令和6年3月22日(金曜日)号外 第9号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(市町村課) 1	部を改正する規則……………(障がい福祉課) 3
○指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(長寿介護課) 1	○宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(“) 4
○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) 3	○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境管理課) 4
○県立子ども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一	○宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則……………(観光推進課) 10
	○宮崎県漁港管理条例施行規則等の一部を改正する規則……………(漁業管理課) 11
	○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則等の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 15
	○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計課) 17

規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則(平成12年宮崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定で下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
[略]	[略]
6 条例別表の21の4の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	6 条例別表の21の4の項に規定する規則で別に規則で定めるもの
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第11号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第 1 条 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年宮崎県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）<u>、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者（以下「介護保険事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（申請、届出等の様式）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、知事が別に定める様式により、知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 法第70条の 2 第 4 項（法第 115 条の11において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第70条第 1 項若しくは法第86条の 2 第 4 項において準用する法第86条第 1 項の規定による指定の更新の申請、<u>法第94条の 2 第 4 項において準用する法第94条第 1 項若しくは法第 108 条第 4 項において準用する法第 107 条第 1 項の規定による許可の更新の申請又は旧法第 107 条の 2 第 4 項において準用する旧法第 107 条第 1 項の規定による指定の更新の申請</u></p> <p>（3）・（4） [略]</p> <p>（5） 法第75条第 1 項、第89条、第99条第 1 項、第 113 条第 1 項、<u>第 115 条の 5 第 1 項又は旧法第 111 条の規定による変更の届出</u></p> <p>（6）・（7） [略]</p> <p>（8） 法第91条<u>又は旧法第 113 条</u>の規定による指定の辞退</p> <p>（9）～（11） [略]</p> <p><u>（12） 旧法第 108 条第 1 項の規定による申請</u></p> <p>（公示）</p> <p>第 3 条 法第78条、第93条、<u>旧法第 115 条</u>又は法第 115 条の10の規定による公示は、指定居宅サービス事業所、指定介護老人福祉施設、<u>指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業者</u>に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>（1）～（6） [略]</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者（以下「介護保険事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（申請、届出等の様式）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、知事が別に定める様式により、知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 法第70条の 2 第 4 項（法第 115 条の11において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第70条第 1 項若しくは法第86条の 2 第 4 項において準用する法第86条第 1 項の規定による指定の更新の申請<u>又は法第94条の 2 第 4 項において準用する法第94条第 1 項若しくは法第 108 条第 4 項において準用する法第 107 条第 1 項の規定による許可の更新の申請</u></p> <p>（3）・（4） [略]</p> <p>（5） 法第75条第 1 項、第89条、第99条第 1 項、第 113 条第 1 項 <u>又は第 115 条の 5 第 1 項の規定による変更の届出</u></p> <p>（6）・（7） [略]</p> <p>（8） 法第91条の規定による指定の辞退</p> <p>（9）～（11） [略]</p> <p>（公示）</p> <p>第 3 条 法第78条、第93条又は法第 115 条の10の規定による公示は、指定居宅サービス事業所、指定介護老人福祉施設又は指定介護予防サービス事業者に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>（1）～（6） [略]</p>

（宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則（平成24年宮崎県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（指定介護療養型医療施設の基準）</u></p> <p>第 8 条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準は、<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）に定めるとおりとする。</u></p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第12号

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年宮崎県規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条、第3条関係） 第1 建築物			別表第1（第2条、第3条関係） 第1 建築物		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉 保健施 設	(1)・(2) [略] (3)・(4) [略] (5) <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設</u> (6)・(7) [略] (8) <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター</u> (9)・(10) [略] (11) [略]	公共的施設のうち床面積（増築若しくは改築又は用途の変更にあっては当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下「床面積」という。）の合計が2,000平方メートル以上の施設（(2)に規定する施設のうち児童厚生施設及び主として障がい児が利用する施設以外の施設、(4)に規定する施設、(5)に規定する施設、(7)に規定する施設、(8)に規定する施設及び(11)に規定する施設を除く。）	1 福祉 保健施 設	(1)・(2) [略] (3) <u>児童福祉法第10条の2第1項に規定するこども家庭センター</u> (4)・(5) [略] (6)・(7) [略] (8)・(9) [略] (10) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u> (11) [略]	公共的施設のうち床面積（増築若しくは改築又は用途の変更にあっては当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下「床面積」という。）の合計が2,000平方メートル以上の施設（(2)に規定する施設のうち児童厚生施設及び主として障がい児が利用する施設以外の施設、(3)に規定する施設、(5)に規定する施設、(7)に規定する施設、(10)に規定する施設及び(11)に規定する施設を除く。）
[略]			[略]		
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第13号

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則

県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則（平成15年宮崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(障害児通所支援に係る通所特定費用の額)	(障害児通所支援に係る通所特定費用の額)
第3条 条例第4条第4項の規則で定める通所特定費用の額は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） <u>第18条の2第1号及び第2号</u> に掲げる費用に相当する額の合計額とする。	第3条 条例第4条第4項の規則で定める通所特定費用の額は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） <u>第18条の2第1号</u> に掲げる費用に相当する額の合計額とする。

<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 知事は、生活介護及び短期入所に係る支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者（児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は障害児入所支援に係る入所給付決定保護者（同法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 知事は、生活介護及び短期入所に係る支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）、障害児通所支援に係る通所給付決定保護者（児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は障害児入所支援に係る入所給付決定保護者（同法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）が災害その他やむを得ない理由により、使用料を納入することが困難であると認めるときは、当該使用料の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県立こども療育センターにおいて実施する障害福祉サービス等に係る使用料に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第14号

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成24年宮崎県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常災害対策)</p> <p>第2条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、非常災害対策を講ずるに当たっては、当該指定障害児通所支援事業者等及び当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する要配慮者（宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）第2条第6号に規定する要配慮者をいう。）に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(障害児の人権の擁護、虐待の防止等のための措置)</p> <p>第3条 条例第4条第4項及び第5条第4項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該指定障害児通所支援事業者等の事業所又は指定障害児入所施設等（次号において「事業所等」という。）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第2条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、非常災害対策を講ずるに当たっては、当該指定障害児通所支援事業者等及び当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する要配慮者（宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）第2条第6号に規定する要配慮者をいう。）に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(障害児の人権の擁護、虐待の防止等のための措置)</p> <p>第3条 条例第4条第4項及び第5条第4項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該指定障害児通所支援事業者等の事業所又は指定障害児入所施設等（次号において「事業所等」という。）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県規則第15号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																												
<p>(水素イオン濃度等の項目)</p> <p>第8条 条例第2条第8号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>大腸菌群数</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>別表第9（第25条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水に係る有害物質の種類</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>1リットルにつき六価クロム <u>0.5ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第10（第25条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）</u></td> <td>日間平均 <u>3,000</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第11（第29条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水に係る有害物質の種類</th> <th>検定方法</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>規格K0102の65・2・1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65・1に定める方法）又は規格K0102の65・2・6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）</td> <td>1リットルにつき六価クロム<u>0.04ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第3号（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <p>別紙1</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[略]</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝熱面積 (㎡)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>燃料の燃焼能力</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	汚水に係る有害物質の種類	許容限度	[略]		六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.5ミリグラム</u>	[略]		[略]		項目	許容限度	[略]		<u>大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）</u>	日間平均 <u>3,000</u>	[略]		[略]		汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値	[略]			六価クロム化合物	規格K0102の65・2・1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65・1に定める方法）又は規格K0102の65・2・6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	1リットルにつき六価クロム <u>0.04ミリグラム</u>	[略]			[略]	[略]	伝熱面積 (㎡)	[略]	燃料の燃焼能力	[略]	<p>(水素イオン濃度等の項目)</p> <p>第8条 条例第2条第8号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>大腸菌数</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>別表第9（第25条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水に係る有害物質の種類</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>1リットルにつき六価クロム <u>0.2ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第10（第25条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）</u></td> <td>日間平均 <u>800</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第11（第29条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水に係る有害物質の種類</th> <th>検定方法</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>規格K0102-3の24・3・1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102-3の24・3・3・4のb)及び規格K0102-3の24・2（規格K0102-3の24・2・2を除く。）に定める方法）又は規格K0102-3の24・3・2に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）</td> <td>1リットルにつき六価クロム<u>0.01ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第3号（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <p>別紙1</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[略]</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝熱面積 (㎡)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>燃料の燃焼能力</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	汚水に係る有害物質の種類	許容限度	[略]		六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.2ミリグラム</u>	[略]		[略]		項目	許容限度	[略]		<u>大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）</u>	日間平均 <u>800</u>	[略]		[略]		汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値	[略]			六価クロム化合物	規格K0102-3の24・3・1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102-3の24・3・3・4のb)及び規格K0102-3の24・2（規格K0102-3の24・2・2を除く。）に定める方法）又は規格K0102-3の24・3・2に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	1リットルにつき六価クロム <u>0.01ミリグラム</u>	[略]			[略]	[略]	伝熱面積 (㎡)	[略]	燃料の燃焼能力	[略]
汚水に係る有害物質の種類	許容限度																																																																												
[略]																																																																													
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.5ミリグラム</u>																																																																												
[略]																																																																													
[略]																																																																													
項目	許容限度																																																																												
[略]																																																																													
<u>大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）</u>	日間平均 <u>3,000</u>																																																																												
[略]																																																																													
[略]																																																																													
汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値																																																																											
[略]																																																																													
六価クロム化合物	規格K0102の65・2・1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65・1に定める方法）又は規格K0102の65・2・6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	1リットルにつき六価クロム <u>0.04ミリグラム</u>																																																																											
[略]																																																																													
[略]	[略]																																																																												
伝熱面積 (㎡)	[略]																																																																												
燃料の燃焼能力	[略]																																																																												
汚水に係る有害物質の種類	許容限度																																																																												
[略]																																																																													
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.2ミリグラム</u>																																																																												
[略]																																																																													
[略]																																																																													
項目	許容限度																																																																												
[略]																																																																													
<u>大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）</u>	日間平均 <u>800</u>																																																																												
[略]																																																																													
[略]																																																																													
汚水に係る有害物質の種類	検定方法	値																																																																											
[略]																																																																													
六価クロム化合物	規格K0102-3の24・3・1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102-3の24・3・3・4のb)及び規格K0102-3の24・2（規格K0102-3の24・2・2を除く。）に定める方法）又は規格K0102-3の24・3・2に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	1リットルにつき六価クロム <u>0.01ミリグラム</u>																																																																											
[略]																																																																													
[略]	[略]																																																																												
伝熱面積 (㎡)	[略]																																																																												
燃料の燃焼能力	[略]																																																																												

規	(重油換算 l/h)	
	原料の焼却能力 (t/h)	
模	[略]	
	変圧器の定格容量 (KVA)	
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)	
	焼却能力 (kg/h)	
	乾燥施設の容量 (m^3)	
	電流容量 (KA)	
	ポンプの動力 (KW)	
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)		

[略]

別紙 2

[略]

[略]		
排出ガス量 (Nm^3/h)	[略]	
[略]		
ばい煙 の濃度	ばいじん (g/Nm^3)	[略]
	[略]	
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm^3)	[略]
	塩素 (mg/Nm^3)	
	塩化水素 (mg/Nm^3)	
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 (mg/Nm^3)	
	鉛及びその化合物 (mg/Nm^3)	
[略]		
ばい煙量	硫酸化物 (Nm^3/h)	[略]
[略]		

備考 1 [略]

2・3 [略]

4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一行程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の排出抑制のために採っている方法を記載すること。

別紙 3

[略]

[略]		
排出ガス量 (Nm^3/h)	[略]	
[略]		
処 理 ばい煙の濃	ばいじん (g/Nm^3)	[略]
	[略]	
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm^3)	[略]
	塩素 (mg/Nm^3)	
	塩素水素 (mg/Nm^3)	
	ふっ素、ふっ化水素、ふっ化けい素 (mg/Nm^3)	
	[略]	

規	(重油換算 L/h)	
	原料の焼却能力 (t/h)	
模	[略]	
	変圧器の定格容量 (kVA)	
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)	
	焼却能力 (kg/h)	
	乾燥施設の容量 (m^3)	
	電流容量 (kA)	
	ポンプの動力 (kW)	
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)		

[略]

別紙 2

[略]

[略]		
排出ガス量 (m^3/h)	[略]	
[略]		
ばい煙 の濃度	ばいじん (g/m^3)	[略]
	[略]	
	カドミウム及びその化合物 (mg/m^3)	[略]
	塩素 (mg/m^3)	
	塩化水素 (mg/m^3)	
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 (mg/m^3)	
	鉛及びその化合物 (mg/m^3)	
[略]		
ばい煙量	硫酸化物 (m^3/h)	[略]
[略]		

備考 1 [略]

2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。

3・4 [略]

5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の排出抑制のために採っている方法を記載すること。

別紙 3

[略]

[略]		
排出ガス量 (m^3/h)	[略]	
[略]		
処 理 ばい煙の濃	ばいじん (g/m^3)	[略]
	[略]	
	カドミウム及びその化合物 (mg/m^3)	[略]
	塩素 (mg/m^3)	
	塩化水素 (mg/m^3)	
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 (mg/m^3)	
	[略]	

能 力	度	鉛及びその化合物 <u>(mg/Nm³)</u>	
		[略]	
	ばい煙量	<u>硫黄酸化物 (Nm³/h)</u>	[略]
		[略]	
[略]			
<u>排出口の実高さ Ho (m)</u>			[略]
<u>補正された排出口の高さ He (m)</u>			
<u>排出速度 (m/s)</u>			
備考 1 [略]			
2~4 [略]			
能 力	度	鉛及びその化合物 <u>(mg/m³)</u>	
		[略]	
	ばい煙量	<u>硫黄酸化物 (m³/h)</u>	[略]
		[略]	
[略]			
<u>排出口の実高さ Ho (m)</u>			[略]
<u>補正された排出口の高さ He (m)</u>			
<u>排出速度 (m/s)</u>			
備考 1 [略]			
2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。			
3~5 [略]			

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号 (第21条関係)

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者	測定箇所	測定方法	ばい煙発生施設の使用状況	使用原料又は燃料の種類及び硫黄分、カドミウム分、鉛分又は窒素分(%)	排出ガス量 (m³/h)		硫酸化物の量 (h)		硫酸化物の濃度 (ppm)	ばいじん (g/m³)	カドミウム及びその化合物 (mg/m³)		塩素 (mg/m³)	塩化水素 (mg/m³)		硫酸濃度 (%)		ふっ素、水素及びフッ化けい素 (mg/m³)	鉛及びその化合物 (mg/m³)	窒素酸化物の濃度 (容量比ppm)				備考	
					平均	最大	平均	最大			Cs	C		平均	最大	平均	最大			Cs	C	平均	最大		
測定年月日及び時刻(開始時刻~終了時刻)																									

備考 1 使用原料又は燃料の種類及び硫黄分、カドミウム分、ふっ素分、鉛分又は窒素分 (%) の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

2 排出ガス量及び硫酸化物の量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばいじん及び塩化水素のCs及びC、カドミウム及びその化合物、塩素、ふっ素、ふっ化水素及びフッ化けい素並びに鉛及びその化合物については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。

3 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のCsの欄にはそれぞれみやざき県民の住みよ環境の保全等に関する条例施行規則別表第5及び別表第6の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれみやざき県民の住みよ環境の保全等に関する条例施行規則別表第5及び別表第6の備考に掲げたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。

4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度 (%) の欄には、それぞれの測定を行ったときの排出ガス中の酸素濃度を記載すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第 8 号 (第 23 条関係)		様式第 8 号 (第 23 条関係)	
[略]		[略]	
別紙 1		別紙 1	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
規 模	ベルト幅 (c m)	[略]	[略]
	単基の長さ (m) × 基数		
	ベルトの速度 (m / 分)		
	運搬能力 (t / h)		
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t / 月)		運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t / 月)	
使 用 及 び 管 理 の 方 法	[略]	[略]	[略]
	集	[略]	[略]
	送風機の原動機出力 (k w)	[略]	[略]
	散	[略]	[略]
装置の能力 (m ³ / h)	[略]	[略]	
運搬量当たり散水量 (ℓ / t)	[略]	[略]	
[略]		[略]	
別紙 2		別紙 2	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
規 模	原動機の定格出力 (k W)	[略]	[略]
	処理能力 (t / h)		
処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (通常) (t / 月)		処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (通常) (t / 月)	
使 用 及 び 管 理 の 方 法	[略]	[略]	[略]
	集	[略]	[略]
	送風機の原動機出力 (k w)	[略]	[略]
	散	[略]	[略]
装置の能力 (m ³ / h)	[略]	[略]	
処理量当たりの散水量 (ℓ / t)	[略]	[略]	
[略]		[略]	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 別記様式第 3 号、別記様式第 7 号及び別記様式第 8 号の改正規定 公布の日
 - 別表第 9 及び別表第 11 の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日 (経過措置)
- 前項第 2 号に掲げる規定の施行の際現に設置されているみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 2 条第 8 号の汚水等排出施設 (設置の工事がなされている施設を含む。) を設置する特定事業場 (条例第 2 条第 9 号に規定する特定事業場をいう。) の排水基準については、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日から 1 年間は、この規則による改正後のみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前のみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の規定に定める様

式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則（令和 4 年宮崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																									
<p>別記</p> <p>様式第 1 号（第 5 条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間</td> <td>1～3 〔略〕 4 ホール（トレーニングルーム） 〔略〕 5～7 〔略〕</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p>〔略〕</p> <p>様式第 3 号（第 6 条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間</td> <td>1～3 〔略〕 4 ホール（トレーニングルーム） 〔略〕 5～7 〔略〕</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p>〔略〕</p> <p>様式第 7 号（第 8 条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>利用する予定であ った施設及び附属 設備並びにその利 用を予定していた 期間</td> <td>1～3 〔略〕 4 ホール（トレーニングルーム） 〔略〕 5～7 〔略〕</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p>〔略〕</p> <p>様式第10号（第16条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>別紙</p> <p>〔利用料金表〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="3">基 準</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>ホール</td> <td></td> <td>1時間につき</td> <td>円</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	〔略〕	利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～3 〔略〕 4 ホール（トレーニングルーム） 〔略〕 5～7 〔略〕	〔略〕	〔略〕	利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～3 〔略〕 4 ホール（トレーニングルーム） 〔略〕 5～7 〔略〕	〔略〕	〔略〕	利用する予定であ った施設及び附属 設備並びにその利 用を予定していた 期間	1～3 〔略〕 4 ホール（トレーニングルーム） 〔略〕 5～7 〔略〕	〔略〕	施設	基 準			区 分	単 位	金 額	〔略〕	ホール		1時間につき	円	〔略〕	<p>別記</p> <p>様式第 1 号（第 5 条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間</td> <td>1～3 〔略〕 4 トレーニングルーム 〔略〕 5～7 〔略〕</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p>〔略〕</p> <p>様式第 3 号（第 6 条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間</td> <td>1～3 〔略〕 4 トレーニングルーム 〔略〕 5～7 〔略〕</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p>〔略〕</p> <p>様式第 7 号（第 8 条関係）</p> <p>〔略〕</p> <table border="1"> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>利用する予定であ った施設及び附属 設備並びにその利 用を予定していた 期間</td> <td>1～3 〔略〕 4 トレーニングルーム 〔略〕 5～7 〔略〕</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </table> <p>〔略〕</p> <p>様式第10号（第16条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>別紙</p> <p>〔利用料金表〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="3">基 準</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td rowspan="3">ト レ ー ニ ン グ ル ー ム</td> <td rowspan="2">専用利用の場合</td> <td>2時間につき</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>8時間を超える場合1日 につき</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング機器を利用 しない場合1時間につき</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>専用利用でない場 合</td> <td>1人2時間につき</td> <td>円</td> </tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	〔略〕	利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～3 〔略〕 4 トレーニングルーム 〔略〕 5～7 〔略〕	〔略〕	〔略〕	利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～3 〔略〕 4 トレーニングルーム 〔略〕 5～7 〔略〕	〔略〕	〔略〕	利用する予定であ った施設及び附属 設備並びにその利 用を予定していた 期間	1～3 〔略〕 4 トレーニングルーム 〔略〕 5～7 〔略〕	〔略〕	施設	基 準			区 分	単 位	金 額	〔略〕	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	専用利用の場合	2時間につき	円	8時間を超える場合1日 につき	円	トレーニング機器を利用 しない場合1時間につき	円	専用利用でない場 合	1人2時間につき	円	〔略〕
〔略〕																																																										
利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～3 〔略〕 4 ホール（トレーニングルーム） 〔略〕 5～7 〔略〕																																																									
〔略〕																																																										
〔略〕																																																										
利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～3 〔略〕 4 ホール（トレーニングルーム） 〔略〕 5～7 〔略〕																																																									
〔略〕																																																										
〔略〕																																																										
利用する予定であ った施設及び附属 設備並びにその利 用を予定していた 期間	1～3 〔略〕 4 ホール（トレーニングルーム） 〔略〕 5～7 〔略〕																																																									
〔略〕																																																										
施設	基 準																																																									
	区 分	単 位	金 額																																																							
〔略〕																																																										
ホール		1時間につき	円																																																							
〔略〕																																																										
〔略〕																																																										
利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～3 〔略〕 4 トレーニングルーム 〔略〕 5～7 〔略〕																																																									
〔略〕																																																										
〔略〕																																																										
利用する施設及び 附属設備並びにそ の利用期間	1～3 〔略〕 4 トレーニングルーム 〔略〕 5～7 〔略〕																																																									
〔略〕																																																										
〔略〕																																																										
利用する予定であ った施設及び附属 設備並びにその利 用を予定していた 期間	1～3 〔略〕 4 トレーニングルーム 〔略〕 5～7 〔略〕																																																									
〔略〕																																																										
施設	基 準																																																									
	区 分	単 位	金 額																																																							
〔略〕																																																										
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	専用利用の場合	2時間につき	円																																																							
		8時間を超える場合1日 につき	円																																																							
	トレーニング機器を利用 しない場合1時間につき	円																																																								
専用利用でない場 合	1人2時間につき	円																																																								
〔略〕																																																										

附属 設備	[略]		附属 設備	[略]		
	空調 設備	ホール		空調 設備	トレーニン	[略]
		[略]			グールーム	[略]
	[略]			[略]		
備考			備考			
1・2 [略]			1・2 [略]			
3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において 1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。			3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において 、利用時間が1時間未満のときは、その時間は1時間として 計算し、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端 数は1時間として計算する。			
			4 2時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において 、利用時間が2時間未満のときは、その時間は2時間として 計算し、利用時間に2時間未満の端数があるときは、その端 数は2時間として計算する。			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第17号

宮崎県漁港管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(宮崎県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第1条 宮崎県漁港管理条例施行規則（昭和38年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入出港届) 第17条 [略] 2 前項の届出は、 <u>漁港漁場整備法施行規則</u> （昭和26年農林省令第47号） <u>第8条の2</u> に規定する様式によりしなければならない。	(入出港届) 第17条 [略] 2 前項の届出は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則</u> （昭和26年農林省令第47号） <u>第17条</u> に規定する様式によりなければならない。

別記様式第1号中 「届出人 住所
ふりがな 氏名
性別 を 「届出人 住所
ふりがな 氏名
生年月日
電話番号」 に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中 「申請人 住所
ふりがな 氏名
性別 を 「申請人 住所
ふりがな 氏名
生年月日
電話番号」 に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号中 「届出人 住所
ふりがな 氏名
性別 を 「届出人 住所
ふりがな 氏名
生年月日
電話番号」 に改める。

別記様式第6号及び別記様式第7号中 「住所
ふりがな 氏名
性別 を 「住所
ふりがな 氏名
生年月日
電話番号」 に改める。

別記様式第 8 号中	「申請人 住所 ふりがな 氏名 性別 を 生年月日 電話番号」	「申請人 住所 ふりがな 氏名 性別 を 生年月日 電話番号」	に改める。
別記様式第 9 号中	「届出人 住所 ふりがな 氏名 性別 を 生年月日 電話番号」	「届出人 住所 ふりがな 氏名 性別 を 生年月日 電話番号」	に改める。
別記様式第 10 号中	「申請人 住所 ふりがな 氏名 性別 を 生年月日 電話番号」	「申請人 住所 ふりがな 氏名 性別 を 生年月日 電話番号」	に改める。

（漁港漁場整備法施行細則の一部改正）

第 2 条 漁港漁場整備法施行細則（昭和 48 年宮崎県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p><u>漁港漁場整備法施行細則</u> （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び<u>漁港漁場整備法施行規則</u>（昭和 26 年農林省令第 47 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（申請書に添付する書類）</p> <p>第 3 条 前条の許可申請書又は省令第 12 条第 1 項の申請書若しくは省令第 12 条第 2 項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の許可の申請は、許可事項変更許可申請書（別記様式第 2 号）に第 2 条の 2 各号に掲げる関係書類を添付して、許可事項を変更しようとする日の 10 日前までにしなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>行為の種類</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省令第 12 条第 1 項の申請書又は省令第 12 条第 2 項の協議書</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別記 様式第 1 号（第 2 条関係） [略] 次のとおり漁港施設を処分したいので、<u>漁港漁場整備法</u>第 37 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。 [略]</p>	区分	行為の種類	添付書類	[略]			省令第 12 条第 1 項の申請書又は省令第 12 条第 2 項の協議書	[略]		<p><u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u> （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則</u>（昭和 26 年農林省令第 47 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（申請書に添付する書類）</p> <p>第 3 条 前条の許可申請書又は省令第 29 条第 1 項の申請書若しくは省令第 29 条第 2 項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の許可の申請は、許可事項変更許可申請書（別記様式第 2 号）に第 3 条各号に掲げる関係書類を添付して、許可事項を変更しようとする日の 10 日前までにしなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>行為の種類</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省令第 29 条第 1 項の申請書又は省令第 29 条第 2 項の協議書</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別記 様式第 1 号（第 2 条関係） [略] 次のとおり漁港施設を処分したいので、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第 37 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。 [略]</p>	区分	行為の種類	添付書類	[略]			省令第 29 条第 1 項の申請書又は省令第 29 条第 2 項の協議書	[略]	
区分	行為の種類	添付書類																	
[略]																			
省令第 12 条第 1 項の申請書又は省令第 12 条第 2 項の協議書	[略]																		
区分	行為の種類	添付書類																	
[略]																			
省令第 29 条第 1 項の申請書又は省令第 29 条第 2 項の協議書	[略]																		

（宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部改正）

第 3 条 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則（昭和 48 年宮崎県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特別地区内の許可の基準)	(特別地区内の許可の基準)

<p>第22条 条例第25条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。 ア・イ [略] ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)～(カ) [略] (キ) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条に規定する漁港施設又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされた施設 (ク)～(ム) [略] エ・オ [略] (2)～(10) [略] (特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第26条 条例第25条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～エ [略] オ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設 (同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第25条第4項による許可を受けて設置されたものを改築し、又は増築すること。</p> <p>カ <u>漁港漁場整備法</u>第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。 キ～ノ [略] (2)～(6) [略] (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの ア～カ [略] キ <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。 ク～サ [略] (8) [略]</p> <p>(宮崎県立自然公園条例施行規則の一部改正)</p>	<p>第22条 条例第25条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。 ア・イ [略] ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)～(カ) [略] (キ) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条に規定する漁港施設又は同法第66条の規定により漁港施設とみなされた施設 (ク)～(ム) [略] エ・オ [略] (2)～(10) [略] (特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第26条 条例第25条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～エ [略] オ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設 (同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第25条第4項による許可を受けて設置されたものを改築し、又は増築すること。</p> <p>カ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。 キ～ノ [略] (2)～(6) [略] (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの ア～カ [略] キ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。 ク～サ [略] (8) [略]</p>												
<p>第4条 宮崎県立自然公園条例施行規則 (昭和52年宮崎県規則第1号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</td> <td>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</td> </tr> <tr> <td>第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設</td> <td>第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若し</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)	第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設	第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</td> <td>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</td> </tr> <tr> <td>第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設</td> <td>第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若し</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)	第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設	第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若し
改正前	改正後												
(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)												
第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設	第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若し												
改正前	改正後												
(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)												
第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設	第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] (10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第 137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若し												

<p>(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、<u>公共施設用地</u>に限る。)又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(11)～(51) [略]</p> <p>(52) <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(53)～(61) [略]</p> <p>(62) <u>漁港漁場整備法</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(63)～(124) [略]</p>	<p>くはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については<u>公共施設用地</u>に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(11)～(51) [略]</p> <p>(52) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(53)～(61) [略]</p> <p>(62) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(63)～(124) [略]</p>
---	---

（宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成18年宮崎県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（捕獲等の禁止の適用除外）</p> <p>第4条 条例第13条第1項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ <u>漁港漁場整備法</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。</p> <p>オ～ヒ [略]</p> <p>（特別規制地区内における許可を要しない行為）</p> <p>第13条 条例第25条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為であって次に掲げるもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別規制地区が指定された際現に同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第25条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第37条第2項の規定による協議に係るものを含</p>	<p>（捕獲等の禁止の適用除外）</p> <p>第4条 条例第13条第1項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法<u>第66条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。</p> <p>オ～ヒ [略]</p> <p>（特別規制地区内における許可を要しない行為）</p> <p>第13条 条例第25条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為であって次に掲げるもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別規制地区が指定された際現に同法<u>第66条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第25条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第37条第2項の規定による</p>

む。)を改築し、又は増築すること。

ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ・コ [略]

サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シ～ヤ [略]

(2)～(6) [略]

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することによって次に掲げるもの

ア [略]

イ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ～ク [略]

(8)～(11) [略]

(国等に関する協議の適用除外等)

第18条 条例第37条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) [略]

(2) 条例第25条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア・イ [略]

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 漁港漁場整備法第5条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ)～(キ) [略]

エ～カ [略]

(3) [略]

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県漁港管理条例施行規則及び漁港漁場整備法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第18号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第 1 条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年宮崎県規則第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u> （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</u> （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

別記様式第 1 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第 1 号の 2 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第 1 号の 3 及び別記様式第 1 号の 4 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第 2 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第 2 号の 2 及び別記様式第 2 号の 3 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第 2 号の 4 及び別記様式第 3 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第 4 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第 4 号の 2 から別記様式第 5 号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第 5 号の 2 及び別記様式第 6 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第 7 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第 7 号の 2 及び別記様式第 8 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

（宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則（平成24年宮崎県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（住宅の基準）</p> <p>第 2 条 条例第12条第 2 項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第35条第 1 項第 1 号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、住宅の借上げの場合は同法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第 5 の 5 の 5-1（3）の等級 4 の基準）を満たす措置とする。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（住宅の敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行うこととする。</p> <p>2～4 〔略〕</p>	<p>（住宅の基準）</p> <p>第 2 条 条例第12条第 2 項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第35条第 1 項第 1 号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、住宅の借上げの場合は同法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第 5 の 5 の 5-1（3）の等級 4 の基準）を満たす措置とする。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（住宅の敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行うこととする。</p> <p>2～4 〔略〕</p>

(宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則の一部改正)

第3条 宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則(平成24年宮崎県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。 (2)～(4) [略]	(定義) 第2条 [略] 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。 (2)～(4) [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(198) [略] <u>(199) 介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u> <u>(200)～(609) [略]</u> 3 [略] 4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)・(2) [略] (3) 警備業認定証再交付手数料 (4) [略] (5) 警備業認定証書換え手数料 (6)～(19) [略] (20) 探偵業届出証明書交付手数料 (21) 探偵業変更届出証明書交付手数料 (22) 探偵業届出証明書再交付手数料 (23)～(115) [略] (116) 自動車運転代行業認定証再交付手数料 (117) 自動車運転代行業認定証書換え手数料 (118)～(120) [略] 5～7 [略]	別表第1(第3条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(198) [略] <u>(199)～(608) [略]</u> 3 [略] 4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)・(2) [略] (3) [略] (4)～(17) [略] <u>(18)～(110) [略]</u> <u>(111)～(113) [略]</u> 5～7 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

